

富山県学校部活動・新たな地域クラブに関するQ&A

Q1 学校部活動について、全員加入制をとることについてはどうですか。

学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることのないようにする必要があります。

Q2 新たな地域クラブとはどんなクラブですか。

新たな地域クラブとは、学校部活動の活動を学校から委ねられた地域のクラブとなります。学校部活動と関係なく活動しているクラブとは異なり、学校部活動や学校と連携して行われる活動となります。

Q3 高校の学校部活動も新たな地域クラブ活動とするのですか。

県立高校については、中学生が学校部活動を理由として高等学校を選択することや、高等学校が学校部活動を学校の特色としていることなどを踏まえると、新たな地域クラブ活動へ移行するには課題が多く、十分な検討が必要です。

一方で、高校においても、部活動を通じた生徒の心身の健全育成や働き方の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望まれます。

Q4 新たな地域クラブ活動が休養日として設定した休日の1日を学校部活動として活動してもよいですか。

地域クラブ活動は学校と連携して行う活動であり、学校部活動の関係者と連携して過度な活動にならないように、土・日の1日を休養日とするよう調整を図ることが必要です。

Q5 本ガイドラインの見直しはいつ頃行うのですか。毎年ですか。

県のガイドラインの見直し時期については、毎年ではなく、国の方針のほか、中央体育団体や中央競技団体等の動向、各地域における取組の進捗状況等を踏まえ、内容の更新が必要となった際に行うことを考えています。具体的には、地域移行の進捗状況を踏まえ新たな国の方針が示された際や、国ガイドラインの改定時などが想定されます。